

許すな! 再稼働

そして原発廃止へ



富山から
3名参加!!
高橋(三)副会長
傍聴します
FAX

石川、富山両県の住民が北陸電力志賀原発(石川県志賀町)の運転差し止めを求めた訴訟の第10回口頭弁論が10日、金沢地裁(藤田昌宏裁判長)であった。原告側は建屋直下のS-1断層の活動性や原子力規制委の新規制基準の不備などから「原発の安全性は証明できない」と主張した。次回

原告側「安全性の立証を」 志賀原発訴訟 大飯判決後で初

5月に福井地裁が大飯原発訴訟の判決で運転差し止めの判断を示してから初の弁論で、傍聴席は満席となった。原告側はS-1断層のトレンチ調査のスケッチを元に、断層直上の堆積物の構造から、直近で2度の活動痕跡がある活断層だと主張。北陸電はそれを踏まえて原発の安全性を立証すべきだとし、想定地震規模の見直しが不十分であるなど多数の不備がある新規制基準では、地震時に施設に深刻な被害が出るとした。

また、大飯原発訴訟の判

再稼働より
汚染水
対策を!

決を引用し、憲法の人権権が経済活動の自由に優先すると主張。裁判所は科学的、専門技術的判断とは別に、人権侵害防止の観点から司法判断をする責任がある、と訴えた。

閉廷後、金沢市内で開かれた原告団の報告会で、岩淵正明弁護士(64)は「全体の約90%の主張は出し終わった。大飯原発訴訟の流れを生かし、原発訴訟の判断枠組みの転換を訴えていきたい」と話した。

集団的自衛権



安倍政権が集団的自衛権の行使容認を1日に閣議決定したことを受け、朝日町議会(定数10)は11日、安倍晋三首相らにあてた「集団的自衛権行使を閣議決定のみで容認したことに抗議する意見書」を全会一致で可決した。

意見書は「閣議決定までに国民へ十分な説明がなされたとは言えず、プロセスが不十分」と指摘。閣議決定のみで憲法9条の解釈

朝日町議会 全会一致で可決

「閣議決定で容認」に抗議意見書

- 朝日町は、県内で一番
自衛隊への就業者が
多い町
- このまま、戦場へ行くと
言われたら、
家族の心配は!!
- (今週の予定)
- 15(水) 8の日行動打ち合せ
(18:00 自治労)
- 18(金) 県平支祭実行委
(18:30 自治労)
- 19(土) 自治研集会
(13:30 自治労)
- 講師 富大教授
龍世祥先生
(中岡の環境協力)

を変更することを「国民主権に反する行為」として、国会と政府に「国会の賛成・発議、国民投票の上で行使容認すべきだった」と抗議している。提出先は、首相のほか、衆参両院議長、総務、法務、防衛の各大臣と官房長官。

意見書は、自民系会派・グループ22の西岡良則議員が提出し、共産党の稲村功議員が賛成者に名を連ねた。定数10に対し、欠員2で現職町議は8人。この日出席した7人から議長を除いた自民系4人、共産2人の6人全員が賛成した。